

社会福祉法人 野の花学園
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野の花学園（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬の総額)

第2条 理事に対して、各事業年度の総額が40万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

2 監事に対して、各事業年度の総額が30万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

(常勤役員の報酬)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の報酬の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、その日に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

1 この規程は、平成20年4月1日より適用する

2 この規程は、平成28年11月25日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成30年6月28日に改正し、平成30年7月1日から施行する。

(全面改正)

社会福祉法人 野の花学園
役員及び評議員の報酬等に関する規程

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

内 容	日 額
評議員会への出席	10,000円

(2) 理事

内 容	日 額
理事会及び評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

内 容	日 額
理事会及び評議員会への出席	10,000円
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円